

2013年3月29日

法曹養成制度検討会議
佐々木座長 殿

法曹養成制度検討会議委員 南雲 弘行
(日本労働組合総連合会)

意見書

第11回法曹養成制度検討会議において、中間的取りまとめ(案)に対して意見を述べましたが、下記の点について補足意見を申し上げます。中間的取りまとめへの反映をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「第1 法曹有資格者の活動領域の在り方」について

法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取り組みについて、国として、司法の制度的基盤を整備することやその財源的な裏付けが検討されるべきである。

例えば労働分野でいうと、労働審判制度を取り扱うことができる支部が小倉・立川に限られている等、国民が等しく法的なサービスを楽しむことができる体制が不十分な点もあり、潜在的なニーズが顕在化していない要因の一つになっていると考えられる。

以上のようなことから、次のような文章を要旨に付加すべきである。

「○ 法曹有資格者の活動領域の広がりをおよび確かなものとするためにも、国として、国民の司法へのアクセスを拡充し、司法の制度的基盤を整備することを更に検討すべきである。」

2. 「第2 今後の法曹人口の在り方」について

上記1の観点から、要旨の1つ目の○に以下の点を付加すべきである。

「○ 社会がより多様化、複雑化する中、法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され、このような社会の要請に応えるべく、司法アクセスを拡充するための制度的基盤の整備をしつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下、全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。」

3. 「第3 法曹養成制度の在り方」について

「(3) 法曹養成課程における経済的支援」について、これまでの会議での議論を尊重し、要旨の2つ目の○に以下の点を付加すべきである。

「○ 司法修習生に対する経済的支援の在り方については、貸与制を前提とした上で、司法修習の位置づけを踏まえつつ、より良い法曹養成という観点から、経済的事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう、司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め、必要となる措置を更に検討する必要がある。」

以上